

温室効果ガス排出抑制計画書・実施状況報告書 Q&A

令和3年4月

No.	計画書/報告書	質問	回答
1	計画書	排出抑制計画は3か年計画だが、3年に1回提出するのか、毎年提出するのか。	3年に1回の提出です。 平成29年度に提出していただいた場合、次期計画書の提出は令和2年度となります。
2	計画書	温室効果ガスの原単位排出量の目標値は記載しなければならないか。	事業量に応じた適切な計画とするため、原単位排出量についても、目標値を記載してください。 ただし、トライアル事業者については、原単位の設定が困難であれば、記載しなくても結構です。
3	計画書	複数の事業を行っているが、原単位排出量の目標は、すべての事業について記載しなければならないのか。	複数の事業を行っている事業者で、事業ごとに原単位に用いる指標が異なる場合は、「主たる事業」に係る原単位についてのみ、目標値を記載してください。温室効果ガス排出量については、総量（全事業分）について記載してください。 複数の事業を行っていても、原単位に用いる指標が同じ（全て延床面積など）であるような場合は、全事業の温室効果ガス排出量を全事業の指標の合計（延床面積の合計）で割った数値を記載してください。
4	計画書	年度途中で事業廃止となることが決まっている場合、廃止予定年度からの計画書は提出するのか。	年度途中で事業廃止となることあらかじめ決まっている場合は、新たな計画書の提出は不要です。 ただし、事業廃止となることわかるもの（特定事業者取消通知の写しなど）を提出してください。
5	報告書	計画書提出後、計画期間内に県内事業所のエネルギー年間使用量が1,500klを下回った場合はどうしたら良いか。	計画期間内にエネルギーの年間使用量が1,500klを下回った場合も、当該計画期間が終了するまでは、実施状況報告書の提出をお願いします。
6	報告書	年度途中で事業廃止となった場合、実施状況報告書は提出するのか。	年度途中で事業廃止となった場合も、最終年度の実施状況報告書について、提出をお願いします。難しい場合は個別にご相談ください。 また、事業廃止となったことわかるもの（省エネ法の特定事業者取消通知の写しなど）を併せて提出してください。
7	計画書・報告書	別紙2の県内事業所一覧表は、パンフレットを添付しても良いとあるが、メールで提出する場合はPDFで添付するのか。また、ホームページに該当するページがある場合は、該当するURLの記載でも良いか。	計画書・報告書をメールで提出される場合で、パンフレットを別紙2に代える場合は、PDFファイルで添付してください。 また、ホームページに別紙2に代わるページがある場合は、該当するページのURLを別紙2に記載してください。
8	計画書・報告書	事業者が自ら計画書・実施状況報告書を作成しない場合は、委任状が必要か。	事業者内での委任行為であれば、委任状は不要です。（本県が県内事業所を取りまとめ作成・提出するところを、〇〇工場が作成・提出する場合など） 外部へ委託する場合は、委任状を提出してください。様式は自由です。
9	計画書・報告書	メールでの提出は可能か。	可能です。環境・エネルギー政策課のアドレス（kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp）にお送りください。
10	計画書・報告書	押印は必要か。	押印は不要です。
11	計画書・報告書	温室効果ガスを算出する際、対象となるエネルギー使用量には、営業用車両の燃料も含まれるか。	敷地外で使用する営業用車両等の燃料は対象に含まれません。事業所・工場等の敷地内で使用するエネルギー量について報告してください。（省エネ法の報告対象となるエネルギーと同様） ただし、トライアル事業者については、営業用車両等の燃料を含めていただいてもかまいません。
12	計画書・報告書	温室効果ガスを算出する際、テナント分のエネルギー使用量についても対象に含めるのか。	テナント分についても対象に含めます。（省エネ法の報告対象となるエネルギーと同様）
13	計画書・報告書	県は、事業者から提出のあった計画書・実施状況報告書をどのように活用しているのか。	実施状況報告書は、「温暖化対策実行計画」の進捗状況の把握に活用しています。 また、各事業者の積極的な取組を促すため、県では、事業者からいただいた計画書・実施状況報告書の概要を公表することで、温暖化対策の更なる啓発を図ることとしています。
14	報告書	電気の排出係数について、計画基準年度での固定から毎年度変更になったのはなぜか。	H26～R1年度提出の報告書では、東日本大震災後に排出係数が大きく変動したため、事業者の取組の効果を的確に反映できるよう、係数を基準年度で固定していました。 電力小売全面自由化により排出係数の低い電力会社を選べるようになったことや、計算方法を省エネ法に合わせて本制度の負担を減らすという観点により、R2年度提出の報告書から、毎年度最新の値を使用することとしました。
15	計画書・報告書	昼間買電・夜間買電は、それぞれ何時から何時までか。昼夜間の区別ができない場合はどうすればよいか。	昼間買電は8時から22時まで、夜間買電は22時から翌8時までです。 昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として計上してください。 なお、電力会社の検針票等の「力率測定用有効電力量」が昼間買電に当たります。夜間買電は全使用電力量から力率測定用有効電力量を引いて算出してください。